

# 【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市及び千葉市：5月12日～5月31日分

## 日額算定シート<売上高減少方式>

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。  
（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、「令和元年（平成31年）又は令和2年の5月」と比べて「令和3年の5月」の飲食部門の売上高は減少していますか。  
✓ 確定申告書類や売上台帳等で5月の売上高を御確認ください

はい  
→ 計算に用いる年に  
チェックを  
入れてください  
 令和元年  
 令和2年

いいえ

申請できません

※中小企業等の場合は「売上高方式」による算定が可能です

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年 5月の売上高計	—	令和3年の 5月の売上高計	=	令和元年又は令和2年から 令和3年5月の売上高減少
① 円		② 円		③ 円

令和元年又は令和2年から 令和3年5月の売上高減少	÷ 31 日 × 0.4 =	1日当たり支給額 (千円未満切上げ前)
③ 円		④ 円

(注)  
・④から千円未満を切上げてください。  
・上限は20万円ですので、計算の結果、20万円以上になる場合も「200,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額
円
【最大20万円】

↓  
申請書の【申請額】欄の「1日当たり支給額」に記入